貸館ご利用料金

よくあるご質問(Q&A)

- 営利加算について
- Q1 営利加算の基準について教えてください。
- A1 以下が適用の基準となります。
 - ①法人(企業含む)等の団体の業務遂行を目的とした利用(会議、打ち合わせ、研修、社会貢献事業、入社式等の社内行事含む)、

金銭の取引がその場で発生しないが自社サービスの「プロモーション」「イベント」での会場利用など間接的営利行為(契約に繋げる目的)を含めた利用の場合

- ②個人事業主(または指導者、主催者)が参加者を募り、参加費(受講料、講演料)を徴収する習い事、教室、セミナー、交流会、発表会、収益が発生する事業の場合
- ③物販、契約(クレジット)等の行為。または契約に繋げる目的(説明会、研修会、会員勧誘活動)での使用の場合
- ④ネットワークビジネス(連鎖販売取引等)に関する集会等の場合

▼施設をご予約の際、窓口にて加算判断を当館窓口の係員が行いますが、その際団体の詳細や行われる事業に関する資料などの提出を求める場合があります。

提出例: ★習い事や教室事業の場合:募集用のチラシ ★イベント担当者の名刺や該当イベントの配布物

★団体規約・事業収支決算書など

<!> 上記該当であるにも関わず虚偽の申請が発覚した際は(許可を受けた内容と異なる利用)、施設管理者の判断により営利加算の追加徴収や即座の使用停止になる場合がございます。 申請時十分にご注意いただくと共に、対象に該当していないかご確認いただきますようお願い申し上げます。

Q2 <mark>営利加算時の計算例を教えて下さい。</mark>

A2 下記をご参照ください。

(例1) 営利加算対象の市内団体

施設使用料 + 営利加算 (施設使用料と同額の100%が加算) + 付属設備使用料 = お支払い総額

(計算例:小会議室4、午前区分利用の場合) (税込)

¥1,000(施設)+¥1,000(営利)+¥1,200(備品:簡易チューナー×1、無線マイク×1)=¥3,200

(例2) 営利加算対象の市外団体

施設使用料 + 営利加算 (施設使用料の100%が加算) + 市外加算 (施設使用料の50%が加算) + 備品使用料 = お支払い総額

(計算例:小会議室4、午前区分利用の場合)

(稅込)

¥1,000(施設)+¥1,000(営利)+¥500(市外)+¥1,200(備品:簡易チューナー×1、無線マイク×1)=¥3,700

その他の営利加算(金額)について

▶ 当館web見積サービスをこの機会にぜひご利用ください。

≫こちらから